

災害時の特殊車両

ルート以外の道を通行しても

「違反にはならない」

移動するのに通行許可が必要な特殊車両。どのようなルートで移動するか、あらかじめ決められている。通常時であれば間違ったコースに進入した場合、違反の対象になるが、災害時などの特別な場合はどうなるのだろうか。また、被災地の復興のために特殊車両の許可を「迅速化」させるという話もあるが、国交省本省から指示が出る場合と出ない場合があるという。災害時の特殊車両について話を聞いた。

(小西克弥)

許可の迅速化、「いつまで」の決まりなく

災害発生時に特殊車両が決められたルートを通行できない場合、どのようにすればいいのだろうか。国交省道路交通管理課によると、「原則的には災害時の通行はストップする。運行途中で被災地にいた場合は道路管理者の指示に従っていただく。迂回路を案内する場合もある。」



(写真と本文は関係ありません)

た方が確実。もちろん、その場合は指定されたルート以外の道を通行しても(指示された道ならば)違反にならない」と説明する。

あらかじめ
ゴールドを

「特車ゴールド許可制度の場合、経路選択が認められていて、通常時でも渋滞回避などが可能になっている。災害時に備えて、あらかじめ特車ゴールドを取得していたくのもいい」と同課。「また、被災地復興のための特車申請許可の迅速化については、個々に相談を受け付けて、現場でちゃんと対応している」と説明する。

しかし、今回の北海道の地震の場合、地元北海道開発局は当初、「本省からの指示がないので(迅速化を)していない。『どうしますか』と問い合わせしているが回答がない。迅速化されていくべきだと思う」とコメントしていた。

熊本地震の際は、本省から「迅速化」の指示が出ていた。

明。広域かどうかの判断については「明確に判断基準があるわけではない、そのときどきの状況と判断による。今回の北海道の地震ではまだ」ということ。道開発局の回答は「質問内容を誤解していたようだ」という。

熊本地震の際には、本省から「迅速化」の指示が出た。熊本河川国道事務所によると、「迅速に許可証を発行するようにはしているが、人命救助の場合と単に物流だけというのでは話が違って、一概には言えない。なるべく早く処理するようにはしている」という。迅速に処理といっても、「いつまで」という決まりはないようにしている。

どのように「迅速」に処理するか、マニュアルの設定が必要だろう。

と説明している。現場でちゃんと対応している」と説明する。